

## 職務内容書（理事長）

### 【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

- ・当法人は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法に基づき設立された法人であり、同法及び日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に基づき、鉄道の建設や、鉄道事業者、海上運送事業者などによる運輸施設の整備を促進するための助成などの支援を行うことにより、大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立等を図ることを目的とした事業を行うほか、国鉄清算事業に関する業務を行っています。
- ・今回の公募の対象である理事長は、当法人を代表して、上記の広範かつ多岐にわたる業務を総理するとともに、整備新幹線等の大規模プロジェクトの確実な遂行を実現するため、ガバナンス、施工管理能力・体制の強化等に係る経営運営の改革を着実に進めていくことにより、中期目標を達成するための計画を確実に実施することが求められます。
- ・そのため、鉄道、海運、地域公共交通等の運輸分野に精通し当法人の事務・事業に関して高度な知識・経験を有するとともに、広範かつ多岐にわたる業務について強いリーダーシップを発揮して適正かつ効率的に遂行し、当法人の経営運営改革を強力に推し進めていくことができる十分な能力を有し、かつ、人格高潔で高い倫理観を持つ方を求めています。

### 1. 機関名：独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

#### （法人の業務概要）

当法人は、平成15年10月に設立された独立行政法人であり、関係法令及び国土交通省の政策等に基づき、日本及び海外の鉄道建設、鉄道助成、船舶共有建造、地域公共交通に必要な資金の出資及び国鉄清算事業に関する業務を実施している。

主な業務内容は以下のとおり。

- （1）新幹線鉄道、都市鉄道等の鉄道建設及び鉄道施設の貸付け・譲渡
- （2）鉄道施設の新設・改良に関する鉄道事業者の支援
- （3）海外の鉄道プロジェクトへの参画
- （4）海上運送事業者との船舶の共有建造及び譲渡、当該事業者に対する建造の基本計画段階からの技術的支援
- （5）地域公共交通に必要な資金の出資等
- （6）JR二島貨物会社の株式の保有・売却、日本鉄道共済組合の運営等、旧日本国有鉄道の清算事業に係る業務

### 2. ポスト：理事長 1ポスト1名

〈任期： 令和5年4月1日～令和10年3月31日（任命の日から、当該任命

の日を含む中期目標の期間の末日まで) 〉

### 3. 職務内容

理事長は、法人の基本的な運営方針を立案し、主務大臣の定める中期目標並びにその達成のための中期計画及び各年度計画に基づき、法人全体の管理運営業務（役職員数約1,500名）を総理し、役職員の指揮監督・業務運営のマネジメントを行うとともに、法人を代表して業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う。また、国土交通省をはじめ、国、地方公共団体、国内外の民間企業等との対外調整などを行う。法人の組織は次のとおりである

#### (1) 監査部

業務及び会計の監査、監事の行う監査に関する支援を行う。

#### (2) 経営企画部

組織全体の運営方針案の企画立案、業務改善の推進、長期戦略の検討、中期計画・年度計画の策定、業務の実績評価、環境対策に係る基本方針の企画立案、広報・情報公開等に関する業務を行う。

#### (3) 総務部

法人業務の総合調整、組織・文書・法規、内部統制、コンプライアンス、人事、労務、福利厚生、情報システムの企画・総合調整等に関する業務を行う。

#### (4) 経理資金部

予算・決算、収入・支出の総括、財務・会計、会計検査院の検査、会計監査人の監査、資金計画の策定、資金の調達・運用、契約等に関する業務を行う。

#### (5) 審査部

地域公共交通出資等に係る案件の組成、地域公共交通出資等に係る審査・資金の出資の実行・出資金の回収等・資金の貸付け及び償還、地域公共交通出資等に係る出資財産・債権の管理、都市鉄道融資・物流施設融資に係る案件の組成、都市鉄道融資・物流施設融資に係る審査・資金の貸付け及び償還、国際出資に係る審査・モニタリング、中央新幹線の建設主体に対する建設に要する費用に充てる資金の一部の貸付け及び償還等に関する業務を行う。

#### (6) 建設企画部

鉄道施設等の建設に係る業務の総合調整・組織及び要員管理の企画立案・訴訟・事業費管理及び工程管理の総括監理・リスク管理全般・技術支援・受託事業の計画・工事の保安・環境保全の総合調整・技術の開発、鉄道建設事業に係る計画の総合調整・調査、路盤等の工事に係る施工の標準化等に関する業務を行う。

#### (7) 施設管理部

財産の管理の総括、法人が保有する新幹線・都市鉄道利便増進事業線等の貸付・貸付財産の処分等の業務を行う。

(8) 鉄道助成部

鉄道施設等の建設・改良に関する事業に係る補助金等の交付、鉄道事業に係る技術開発に関する事業・鉄道事業の業務運営の能率化に関する措置に係る補助金等の交付等に関する業務を行う。

(9) 設計部

路盤等の設計及び施工の標準化・特殊構造物の設計及び地質等の調査の指導・技術開発及び研究、鉄道施設等に係る騒音及び振動に係る調査、耐震及び防災等に関する業務を行う。

(10) 用地部

鉄道施設等の建設に係る土地等の取得及び処分計画の策定・土地等の取得等及びこれに伴う補償・土地収用・土地等の管理等に関する業務を行う。

(11) 設備部

軌道の工事の計画、設計及び施工、機械関係設備及び建物の工事の計画、設計及び施工並びにその保守及び管理、貸付新幹線に係る軌道、機械関係設備及び建物の維持管理・技術開発・研究等に関する業務を行う。

(12) 電気部

電気設備の工事の計画、設計及び施工並びにその保守及び管理、貸付新幹線に係る電気設備の維持管理、電気設備の技術開発及び研究等に関する業務を行う。

(13) 新幹線部

新幹線の工事の総合調整、新幹線の路盤等の工事の計画・設計・施工（北海道新幹線部の所掌に属するものを除く）、貸付新幹線の維持管理の総合調整・災害復旧工事、新幹線に係る環境保全（設計部及び北海道新幹線部の所掌に属するものを除く）等に関する業務を行う。

(14) 北海道新幹線部

北海道新幹線の工事の総合調整、北海道新幹線の路盤等の工事の計画・設計・施工、東北新幹線・北海道新幹線の路盤等の維持管理・環境保全、青函トンネルの維持管理・改修工事等に関する業務を行う。

(15) 工務部

工事の総合調整、路盤等の工事の計画、設計、施工及び維持管理、民鉄線に係る工事の計画・設計及び施工・土地等の取得及び補償・土地収用等に関する業務を行う。

(16) 建設部

中央新幹線の工事の総合調整・路盤等の工事の計画、設計及び施工、中央新幹線に係る環境保全、山梨リニア実験線の技術開発等に関する業務を行う。

(17) 国際部

海外インフラ展開法に基づく海外高速鉄道調査等業務、国際出資に関する業務（審査部の所掌に属するものを除く）、その他鉄道に関する国際協力業務の総合

調整等に関する業務を行う。

(18) 共有船舶企画管理部

共有船舶の建造に係る基本的な方針の企画立案、共有船舶に関する使用料債権等の管理に係る基本的な方針の企画立案、共有船舶の使用料の決定・徴収、共有船舶の持分の譲渡・買取、貸付金債権等の管理、内航海運暫定措置事業の実施に必要な資金の貸付け等に関する業務を行う。

(19) 共有船舶建造支援部

共有船舶の建造に関する事業計画の策定、共有船舶の建造事業者の公募・選考、共有船舶の建造工事の契約、共有船舶の建造促進のための活動、船舶に係る技術支援の企画立案、船舶に係る技術上の調査等に関する業務を行う。

(20) 国鉄清算事業管理部

国鉄清算業務に係る総合調整、国鉄清算業務に係る中期計画・年度計画の策定、国鉄清算業務に係る法務、国鉄清算業務に係る土地等の管理・鉱害補償等に関する業務を行う。

(21) 経営自立推進・財務部

国鉄清算業務に係る経理資金、JR 二島貨物会社の鉄道施設等の整備に係る補助金等の交付、JR 二島貨物会社の株式の保有等に関する業務を行う。

(22) 共済業務室

日本鉄道共済組合の運営に関する業務を行う。

(23) 地方機関（支社、建設局及び工事局）

東京支社においては、所管区域内における鉄道に係る工事の計画・設計・施工、鉄道施設等の貸付け又は譲渡等に関する業務を、北海道新幹線建設局、北陸新幹線建設局及び九州新幹線建設局においては、所管線区に係る工事の計画・設計・施工、鉄道施設等の貸付け又は譲渡等に関する業務を、関東甲信工事局においては、所管線区に係る工事の計画・設計・施工、委託による工事等に関する業務を行う。

#### 4. 必要な資格・経験等

- ・ 原則として任期満了時点で70歳未満であること。（閣議決定に定められた要件）
- ・ 当法人が行う広範かつ多岐にわたる事務・事業について、適正かつ効率的に遂行していくに十分な能力を有し、法人の経営・運営改革を実施していくに当たっての強い意欲が認められること。
- ・ 当法人の業務に関し、政策や事業、その相互関係等に関する幅広い知識を有していること。
- ・ 鉄道、海運、地域公共交通、国鉄清算事業等の交通運輸分野に精通するとともに、民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等を代表する役員等の経験を有し、広範かつ多岐にわたる業務を実施する1,500人規模の組織を一体性をも

って管理する十分な能力を有していると認められること。

- ・ 国内外の民間企業や国、地方公共団体等との円滑な渉外交渉や調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験及び能力を有していること。
- ・ 法人を取り巻く状況を把握し、先々を見通し基本的な方向性を示す能力や業務の質と効率性の向上に向けた意識のほか、高いコスト意識を有していること。
- ・ 組織運営、人事・労務管理、予算管理等に関し、高度な判断能力・調整能力・組織統率能力を有し、リーダーシップを発揮して組織のガバナンス及び組織文化に関して抜本的な経営改革を実施できると認められること。
- ・ 中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、取引上密接な利害関係を有する者、当法人を相手とする訴訟当事者等の理事長にふさわしくない経歴を有しないほか、理事長在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。

## 5. 勤務条件

### (1) 勤務条件

- ・ 勤務形態：常勤
- ・ 勤務地：本社（神奈川県横浜市中区本町6-50-1）
- ・ 勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- ・ 給与：年収 約 2,100 万円（特別地域手当、特別手当含む）及び通勤手当
- ・ 福利厚生：健康保険、厚生年金、健康診断（年1回）
- ・ 危機管理：業務上の大規模事故時、地震等災害時には 24 時間体制で勤務、緊急招集の場合あり
- ・ その他：給与等の条件は変わることがある。

### (2) 選考方法

- ・ 公募により以下のとおり選考する。
  - ①一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
  - ②二次選考（面接審査）
  - ③外部有識者による選考委員会の審議を経て国土交通大臣が任命  
※公募による手続で適任者が選考できなかった場合には、別途、外部の有識者による推薦の手続により選考を行う場合があります。

## 6. 応募方法

### (1) 応募書類等

- ①履歴書
- ②自己アピール文書
  - ・ A4で2枚以内。2,000字程度
  - ・ 自らがこのポストに適任であることを示すため、当法人の業務目的及び理事長の

職務内容及びそれらに必要な資格・経験等に照らし、いかに貢献することができるか、業務に関する知識及び経験や業務を適正かつ効率的に運営することができる能力等について簡潔にまとめること。

※応募書類等については、一切返却しませんので予めご了承ください。

(2) 応募先

(郵送の場合)

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省大臣官房人事課任用第二係

(メールの場合)

hqt-ninyo02@gxb.mlit.go.jp

(3) 応募期限

令和5年1月29日(日) 必着 (※郵送の場合は当日消印有効)

7. 欠格事由等

独立行政法人通則法又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の役員欠格事由に該当する場合は、理事長となることはできない。また、常勤の役員は、在任中、任命権者の承認のある場合を除いて、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することはできない。

【参考】

○ 独立行政法人通則法

(役員欠格条項)

第二十二條 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員兼職禁止)

第五十條の三 中期目標管理法人の役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法

(役員欠格条項の特例)

第十條 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の役員又は職員(非常勤の者を除く。)

二 鉄道事業者、海上運送事業者若しくは第十三條第一項第九号に掲げる業務(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号))

第二十九条の二第一項第一号に掲げる業務に限る。)の対象となる事業若しくは第十三条第二項第三号に掲げる業務の対象となる事業等を行うその他の者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三 船舶、船舶用機関若しくは船舶用品の製造、修繕若しくは貸付けの事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

四 前号に掲げる者のほか、物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

五 運輸事業を営む者であって第十三条第一項第一号若しくは第五号に定める鉄道施設若しくは軌道施設に係る鉄道若しくは軌道と競争関係にあるもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

六 第二号から前号までに掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

## 8. 問合わせ先

国土交通省大臣官房人事課任用第二係 03-5253-8111 (内線 21286)

このほか、役員の職務・権限等については、独立行政法人通則法第二章の規定を御参照ください。

URL: [http://www.cas.go.jp/jp/doppou\\_koubo/tsuusokuhou\\_bassui.html](http://www.cas.go.jp/jp/doppou_koubo/tsuusokuhou_bassui.html)